

# 産業医制度の変遷について

資料 2

年	法令	選任規模	事項
昭和13年 (改正)	工場法	常時500人以上の職工 (昭和15年の改正後100人以上)	工場医の選任を義務付け
昭和22年	労働基準法	常時30人以上の労働者(製造業) 常時50人以上の労働者(その他)	医師である衛生管理者の選任を義務付け (医師ではない衛生管理者及び常時1,000人以上の労働者を使用する事業場の医師である衛生管理者は専属)
昭和47年	労働安全 衛生法	常時50人以上の労働者	産業医の選任を義務付け (常時1,000人以上の事業場又は一定の有害業務に常時500人以上の労働者を従事させる事業場は専属、常時3,000人以上の事業場は2人以上選任)
昭和63年			産業医の職務として健康診断の結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関する事、健康教育、健康相談に関する事が追加された。
平成8年			<ul style="list-style-type: none"> <li>○産業医は労働者の健康管理を行うのに必要な一定の要件を備えた者でなければならないとされた。</li> <li>○産業医は事業者に必要な勧告ができることとされた。</li> <li>○常時使用する労働者が50人未満の事業場において、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師等に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるよう努めることとされた。</li> </ul>
平成17年			産業医の職務として、面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関する事が追加された。
平成27年			産業医の職務として、ストレスチェックの実施並びに面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関する事が追加された。

# 現在の産業医制度について

## 【産業医の選任義務】

労働者数→	1～49人	50～499人	500～999人	1000～2999人	3000人以上
有害業務に500人以上 従事する事業場	医師等による健康管理 (努力義務)	産業医 (嘱託可)	産業医 (専属)		2人以上の産業医
その他の事業場	医師等による健康管理 (努力義務)	産業医 (嘱託可)		産業医 (専属)	2人以上の産業医

## 【産業医の職務】

- 1 健康診断及び面接指導等の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
- 2 作業環境の維持管理に関すること。
- 3 作業の管理に関すること。
- 4 1～3の他、労働者の健康管理に関すること。
- 5 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
- 6 衛生教育に関すること。
- 7 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

※秘密保持規定：産業医等が健康診断及び面接指導の実施等の事務に従事した場合は、当該実施に関して知り得た労働者の秘密を漏らしてはならない（罰則付き）

## 【産業医の定期巡視】

- 産業医は、少なくとも毎月一回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

これらの職務を行わせるために必要な医学に関する知識を備えていることを、産業医の要件としている。

### <産業医の要件を備える者>

- ・厚生労働大臣の指定する者が行う研修を修了した者
- ・厚生労働大臣が指定した産業医養成課程を設置している大学を卒業し、その大学が行う実習を履修した者
- ・労働衛生コンサルタント（試験区分が保健衛生）に合格した者、等

## 産業医の選任状況

事業所規模50人以上の事業所で産業医を選任している事業所の割合は全体で87.0%となっており、100人以上の事業所においては、95%以上の高い割合で選任されている。

事業所労働者数	産業医を選任している (%)
全体	87.0
1000人以上	99.8
500～999人	98.7
300～499人	99.3
100～299人	95.8
50～99人	80.9

出所：労働安全衛生基本調査報告（平成22年）

# 産業医の活動内容

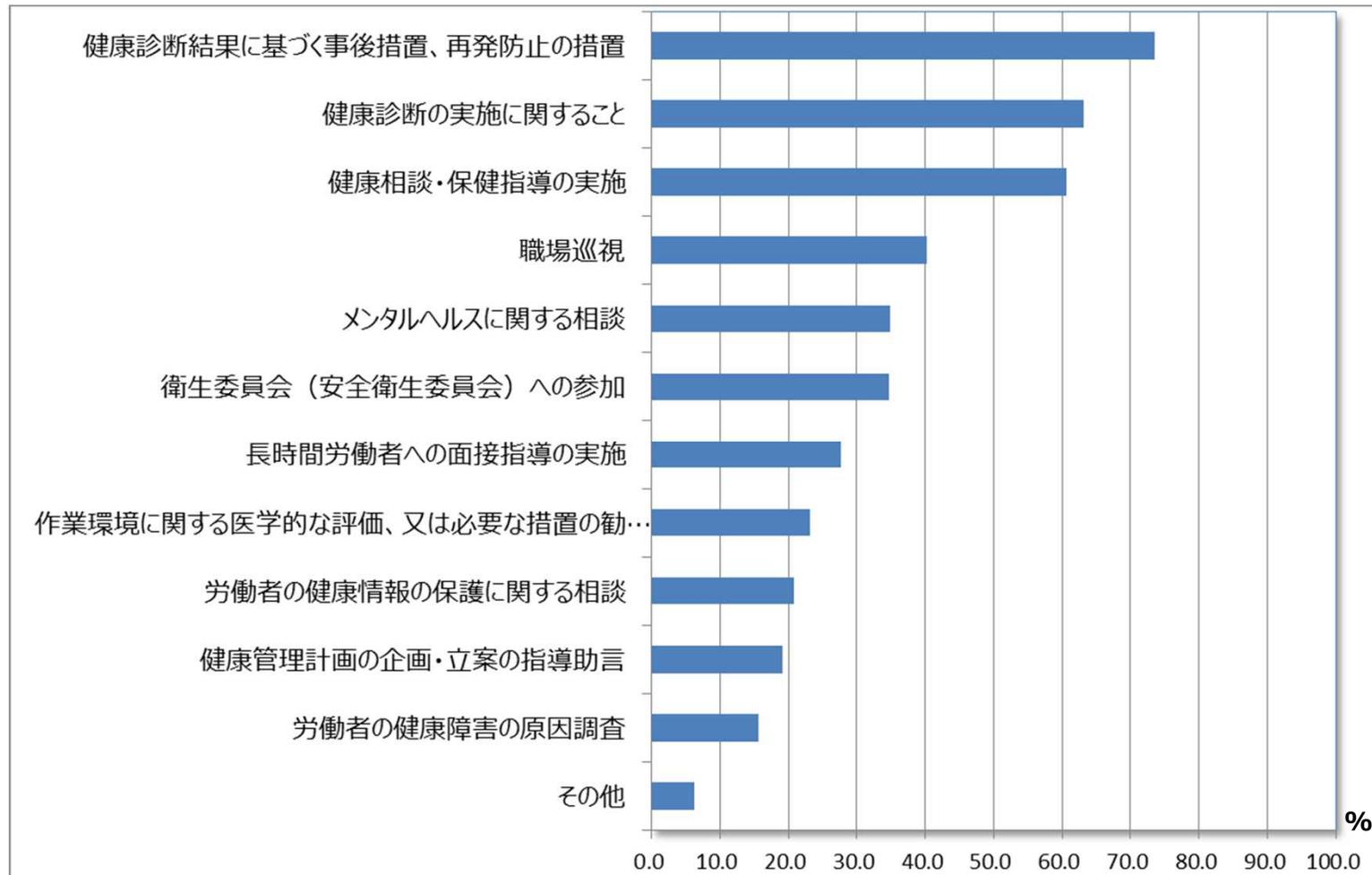
事業所労働者数	産業医を選任している事業所計	産業医が関与した業務がある	関与した業務の内容（複数回答）					作業環境に関する医学的な評価、又は必要な措置の勧告指導
			健康診断の実施に関すること	健康診断結果に基づく事後措置、再発防止の措置	健康管理計画の企画・立案の指導助言	健康相談・保健指導の実施	労働者の健康障害の原因調査	
<b>全体</b>	<b>100.0</b>	<b>95.9</b>	<b>63.2</b>	<b>73.5</b>	<b>19.1</b>	<b>60.6</b>	<b>15.6</b>	<b>23.1</b>
1000人以上	100.0	100.0	87.4	95.5	70.3	91.9	64.2	72.1
500～999人	100.0	98.2	73.9	87.2	44.5	83.3	41.5	52.9
300～499人	100.0	99.3	68.7	85.4	34.7	80.9	27.5	43.2
100～299人	100.0	96.6	63.1	79.2	19.5	68.0	16.8	27.1
50～99人	100.0	94.6	62.0	67.9	15.5	52.7	11.9	16.6

(単位:%)

事業所労働者数	関与した業務の内容（複数回答）						産業医が関与した業務はない
	衛生委員会（安全衛生委員会）への参加	長時間労働者への面接指導の実施	メンタルヘルスに関する相談	労働者の健康情報の保護に関する相談	職場巡視	その他	
<b>全体</b>	<b>34.8</b>	<b>27.7</b>	<b>34.9</b>	<b>20.8</b>	<b>40.2</b>	<b>6.3</b>	<b>4.1</b>
1000人以上	92.9	87.8	87.4	63.0	86.6	25.1	-
500～999人	69.1	72.4	72.4	43.1	72.1	11.9	1.8
300～499人	60.3	58.0	58.0	34.2	60.4	8.9	0.7
100～299人	40.5	40.7	40.7	19.2	46.1	6.8	3.2
50～99人	26.6	26.7	26.7	18.9	32.6	5.2	5.1

出所：労働安全衛生基本調査報告（平成22年）

## 産業医が関与した業務の割合（全体）



出所：労働安全衛生基本調査報告（平成22年）